

韓国知的財産ニュース 2018 年 11 月前期

(No. 378)

発行年月日：2018 年 11 月 19 日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法一部改正法律案
- 1-2 特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「知的財産教育先導大学」の募集を開始
- 2-2 関税庁と郵政事業本部、中国からの知財権侵害郵便物に対する集中取り締まりを実施
- 2-3 2019 年度弁理士試験施行計画が確定
- 2-4 革新成長の礎である知的財産、慶尚南道に見に行こう
- 2-5 特許庁、弁理士試験に関する地域説明会を開催
- 2-6 「第 1 回国民安全発明チャレンジ授賞式・展示会」及び「2018 大韓民国安全産業発展カンファレンス」開催
- 2-7 高品質の海外特許を確保する道を広げる
- 2-8 特許庁、「炭素産業と IP シンポジウム」を開催
- 2-9 特許庁、「知的財産専門学位課程（修士課程）」の新規主管大学を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許は先取りし、無効審判請求は戦略的に
- 3-2 ソウル市、明洞で日本人観光客に「偽ブランド品」を販売する組織を摘発

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標五庁・意匠五庁、第4次産業革命時代の新しい共同ビジョンを提示！

その他一般

- 5-1 これからはドローンが正確な国土の測量を
- 5-2 第4次産業革命時代！個人向けのヘルスケアは自分の体の微生物情報から！
- 5-3 第4次産業革命、「スマートファクトリー」がリードする
- 5-4 「音声認識機能が劣る」スピーカー、AIスピーカーに進化中
- 5-5 生活の達人、「アイデアウーマン」が一堂に！

法律、制度関連

1-1 商標法一部改正法律案

議案情報システム（2018.11.07）

議案番号：16395

提案日：2018.11.07

提案者：自由韓国党 イ・ジョンベ（李鍾培）議員外9人

<提案理由および主要内容>

現行法によると、商標権の存続期間は設定登録日から10年にし、存続期間更新登録申請によってその存続期間を10年ずつ更新することができる。商標権が共有である場合は共有者全員が共同で存続期間更新登録申請をしなければならない。

しかし、共有者の一部の所在が不明である、あるいは一方当事者が悪意で更新登録申請を拒否すれば商標権が消滅するため、再び同じ商標の出願手順を踏まなければならないなど、時間的・経済的費用が必要とされるだけでなく、第三者が先に出願した場合は商標登録を受けることができない不合理が生じかねない。

そのため、商標権が共有である場合、共有者全員の同意を得なければならないという手続き上の困難を解消するために、共有者全員による更新登録申請を共有者の一部による申請も可能になるように更新手続きを緩和するためである（（案）第84条第3項および第118条第1項第2号）。

商標法一部改正法律案

商標法一部を次のとおり改正する。

第 84 条第 3 項を削除する。

第 118 条第 1 項第 2 号中、「商標権者」を「商標権者（商標権が共有である場合、各共有者も商標権者と見なす）」にする。

附則

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 2 特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

電子官報（2018.11.09）

1. 改正理由

2018 年に期限が到来する日没規制に関する国務調整室の審査結果を反映するためである。

2. 主要内容

イ. 規制の再検討規定の削除（案 第 123 条）

国務調整室規制改革委員会で非規制対象と確定した特許文書電子化機関の指定基準（第 120 条の 3 第 1 項）に対する規制再検討規定（第 123 条）を削除する。

3. 意見提出

特許法施行規則一部改正令案について意見がある団体、又は個人は 2018 年 12 月 19 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）にご提出ください。一部改正令案の全文は特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令および条約→立法予告）をご参考ください。

イ. 立法予告事項に対する賛否意見とその理由

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 601 号（〒35208）

電話：（042）481-5399

Fax：（042）472-4743

電子メール：jyhyun75@korea.kr

関係機関の動き

2-1 特許庁、「知的財産教育先導大学」募集を開始

韓国特許庁 (2018. 11. 05)

- 特許ビッグデータ活用戦略 (IP-R&D) 教育、多学際間融合教育などで大学生を未来の革新人材に育成 -

韓国特許庁は全国 4 年制大学を対象に「第 8 回知的財産教育先導大学」を 11 月 5 日 (月曜) から 11 月 23 日 (金曜) まで募集する。

「知的財産教育先導大学の運営支援事業」は大学 (院) に知的財産教育のインフラを構築するとともに、体系的な知的財産教育を実施して知的財産人材を養成するために 2012 年度に開始され、その後、毎年新規大学を選定・支援してきた。

「知的財産教育先導大学」に選定されれば、各大学に年間 1 億 8 千万ウォン以内を 5 年間支援し、大学は 2019 年 1 学期から学部および大学院で知的財産講座を最少 2 つ以上、年間計 6 つ (18 単位) 以上開設・運営することになる。

これまで「知的財産教育先導大学」は、多学際間融合教育、特許ビッグデータ活用戦略 (IP-R&D) 教育などを実施し、知的財産の学位・認証制度を導入・運営することで、自主的な知的財産教育システム構築に貢献してきた。

※ (IP-R&D 教育) 2017 年 213 講座、7,175 人が受講、(多学際間融合教育) 2017 年 103 講座、3,787 人が受講

申請を希望する大学は特許庁 (www.kipo.go.kr)、又は事業主管機関である韓国発明振興会 (www.kipa.org) のウェブサイトで書類様式をダウンロードして作成し、2018 年 11 月 23 日 (金曜) 18 時まで韓国発明振興会に郵送や訪問すれば良い。

特許庁産業財産政策局の局長は「高品質の特許確保など質的にも知的財産の強国になるためには、特許に強い人材を育成する大学での教育が重要だ」とし、「大学生が知的財産に関心を持ち、知的財産を創出し活用できる未来の革新人材になるよう、知的財産教育に熱意を持つ多くの大学に応募してほしい」と述べた。

詳細については、特許庁（産業財産人材課、042-481-5183）、韓国発明振興会（知的財産人材育成室、02-3459-2804）にお問い合わせを。

2-2 関税庁と郵政事業本部、中国からの知財権侵害郵便物に対する集中取り締まりを実施

電子新聞（2018.11.08）

韓国関税庁は郵政事業本部と合同で11月30日まで中国からの知財権侵害郵便物に対する集中取り締まりを実施すると11月8日、明らかにした。

中国の「独身の日」（11月11日）を迎え、電子商取引で取引された模倣品が韓国に搬入される可能性が高まり、集中取り締まりを実施することにした。

昨年の知財権侵害物品の摘発実績を見ると、中国からの割合が95%と最も多く、主に郵便物(59%)を通じて靴・カバン・玩具類(56%)などが国内に入ってきた。

関税庁は集中取り締まり期間中、中国からの郵便物全量に対するX線検査を行い、普段より2倍以上開封検査を実施する。

また、模倣品であることが明らかになると、郵政事業本部の協力を得て廃棄する、あるいは侵害の部分を取り除いた後、中国に返送する予定である。

韓国での大量販売を目的に模倣品を搬入すれば、税関当局は商標法に基づいて犯則調査を進め、密輸組織に対する取り締まりも実施する。

郵政事業本部は模倣品を郵便で韓国に発送しないよう、中国の郵政当局に協力を要請する計画である。

関税庁特殊通関課の課長は、「低価格にひかれて海外から個人輸入をした後、模倣品と判定されて被害を受けないよう、韓国消費者院国際取引消費者ポータル情報を活用するなど、購入には細心の注意を払う必要がある」と述べた。

2019年度弁理士試験実施計画が確定した。実施計画によると、弁理士試験の最少合格人数は200人と今年と同じである。1次試験は2019年1月7日から16日まで(10日間)韓国産業人力公団キューネット(www.Q-net.or.kr)の弁理士ウェブサイトで受け付ける。1次試験は2月16日、2次試験は7月27日～28日に実施される。最終合格者発表は11月6日に行われる予定である。また、来年から弁理士2次試験制度の一部が変更され、特許法と商標法の4問のうち、1問(20点)は実務型となり、2次試験の実施地域は従来のソウル・大田からソウルに一本化される。

韓国特許庁は11月5日に開催された弁理士資格・懲戒委員会で、この内容を盛り込んだ「2019年度弁理士試験施行計画」が審議・議決されたと発表した。

実務型問題については、これまで産業界・学界などで提起された法理と実務力を兼ね備えた弁理士選抜と国内外の資格試験で実務力を検証する傾向を反映し、2014年に導入方針が確定した。その以降、試験の実施方法に関する研究などを経て2017年12月、「2018年度試験施行計画公告文」と「実務型問題案内書」を通して発表した。

ただし、弁理士資格・懲戒委員会は「弁理士の実務範囲が広いことから試験に備えて勉強することが難しい」という受験生の意見を踏まえて、法理と実務力を統合的に測定するとともに、活用頻度が高い領域に出題範囲を限定する案を審議・議決した。

具体的に見ると、審査では明細書(請求範囲に限る)・意見書・異議申立書、審判・訴訟では拒絶査定不服審判と無効審判の審判請求書・訴状のみ出題範囲となる。問題の配点では20点ないし30点と公知した内容を20点に縮小し、試験時間も提示された内容と作成答案が長くなるため、特許法・商標法とも従来の2時間から2時間20分に延びる。

実務型問題の勉強方法など詳細については、2017年に特許庁で配布した「弁理士第2次試験の実務型問題案内書」で確認できる。当該材料はキューネット弁理士試験のウェブサイト、又は特許庁のウェブサイトで確認できる。

2次試験の実施地域も変更される。従来はソウルと大田2カ所で実施してきたがソウルに一本化した。同委員会は、「大田地域の受験者が少数であるうえ、行政コストが過度にかかることを考慮したもの」と決定の背景を説明した。

特許庁は委員会の決定を反映した試験制度について受験生に案内し、試験に関する正確な情報を提供するために、11月中旬にソウル・大田・釜山の3カ所で弁理士試験に関する説明会を開催する計画である。

長い準備期間を経て来年、初めて実務型問題が提出されるため、説明会で実務型問題の実施方法について正確に案内し、受験生からのよくある質問に対する回答を盛り込んだ問答集を配布するなど、受験生の試験準備に対する負担を最小限に抑え、情報不足による混乱がないよう万全を期す方針である。説明会の日程については、キューネット弁理士試験のウェブサイトや特許庁のウェブサイトなどを通じて別途知らせる予定である。

来年は実務型問題を含む弁理士試験全般の改善・発展策について議論する民間委員中心の「弁理士試験改善委員会（仮称）」が発足する予定である。また、より公正かつ透明な弁理士制度の運営のために、現在の弁理士資格・懲戒委員会を「弁理士制度委員会」と「弁理士懲戒委員会」に分離する。このうち制度委員会については、民間委員を中心に構成して利害関係者の関与を拡大し、弁理士選抜や研修など弁理士制度の改革に関する重要事項は同委員会で議論・決定し、関連議事録を公開するなどの内容を骨子とする弁理士法改正も推進される予定である。

2-4 革新成長の礎である知的財産を見に慶尚南道に行こう！

韓国特許庁（2018.11.07）

- 11月9日、昌原コンベンションセンターで「慶南知的財産フェスティバル」を開催 -

韓国特許庁は11月9日に慶尚南道と昌原コンベンションセンターで「2018 慶南知的財産（IP）フェスティバル」を開催する。

慶南知的財産フェスティバルは今年で3回目を迎え、2016年に講演中心のイベントで開始し、現在では優秀な発明品の展示・体験イベントだけでなく、IP採用博覧会など、多彩なイベントが展開される地域最大の知的財産フェスティバルに発展・成長した。

今年には中小企業による知的財産経営の成功事例を発掘し、その成果を普及するための「第10回中小企業の知的財産経営者大会」も開催することになり、その意味が大きい。

メインイベントでは韓国初の宇宙飛行士候補から科学技術を扱う企業の最高経営責任者（CEO）に変身した高山氏が知的財産と第4次産業革命をテーマに講演し、地域経済の活性化と雇用創出のために、知的財産を基盤とする起業と企業の成長に関する優秀事例、

優れた特許技術製品が展示され、慶南地域の優秀な IP 企業および R&D 企業、特許法律事務所、デザイン専門企業などが参加するジョブフェアが開かれる。

採用イベントでは現場で面接を受けられるよう、履歴書・面接に関するコンサルティングサービスをはじめ、求職者の適職をタロットカードで診断する興味深いイベントも行われる予定である。

また、慶尚南道の優秀な IP 企業の成長と投資を促進するために、ベンチャーキャピタル（VC）とエンジェル投資家向けの企業説明会（IR）が開かれ、IP 専門家と企業支援機関（慶南地方中小ベンチャー企業庁、昌原産業振興院、昌原商工会議所、技術保証基金など）が参加し、知的財産相談はもちろん、起業、輸出、金融などに関して中小企業が抱える問題解決に積極的に乗り出す。

イベント期間中はドローン、3D プリンティングなどの第 4 次産業革命時代の先端科学技術を体験できる多彩な体験イベントに加え、慶南地域における知的財産の創出・活用・保護に貢献した知的財産の有功者への表彰式、「第 9 回慶南知的財産戦略大会」授賞式も行われる。

特許庁長は「今回のイベントを契機に革新成長の礎である知的財産に関する理解が広まることを期待している」とし、「特許庁は、韓国の中小企業が知的財産を基盤として新たな成長エンジンを創出し、新たな市場を開拓し、質の良い雇用を創出し、ひいては大韓民国の革新成長をけん引していくことができるよう、積極的に支援したい」と述べた。

2-5 特許庁、弁理士試験に関する地域説明会を開催

韓国特許庁（2018.11.09）

韓国特許庁は 2019 年度弁理士試験に関する地域説明会を開催すると発表した。

実務型問題の出題をはじめ、2019 年度から変わる弁理士試験制度を分かりやすく説明するためである。

説明会は 11 月 13 日に大田テクノパーク、11 月 14 日にソウル科学技術会館、11 月 16 日に釜山デザインセンターで順次開催され、試験を準備している大学生に配慮して午後 19 時から行われる予定である。

11月6日、特許庁が発表した「2019年度弁理士試験施行計画」によると、来年度から施行される弁理士2次試験には、特許法と商標法4問のうち1問(20点)が実務型問題となり、2次試験地域は従来のソウルと大田からソウルに一本化される。

説明会は弁理士試験を準備する受験生に変更事項について紹介し、現場で受験生の質問に答えるために設けられる。弁理士試験を準備している人なら誰でも無料で参加できる。

2019年度弁理士試験は2月16日に1次試験が、7月27～28日に2次試験が実施される予定であり、最終合格者は11月6日に発表される予定である。

2-6 「第1回国民安全発明チャレンジ授賞式・展示会」及び「2018大韓民国安全産業発展カンファレンス」開催

韓国特許庁(2018.11.12)

韓国の特許庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁と4人の国会議員が共催する「第1回国民安全発明チャレンジ授賞式・展示会」および「2018大韓民国安全産業発展カンファレンス」が11月12日(月曜)午後2時から国会議員会館1階ロビーと国会憲政記念館大講堂で開催される。

※<国会議員会館での発明品展示期間>11月12日14時～11月13日18時

<その後の展示・広報日程>

①大韓民国安全産業博覧会(K-Safety EXPO 2018):11月14日～16日、KINTEX

②大韓民国知的財産大展:12月6日～9日、COEX

今年初めて開催される「国民安全発明チャレンジ」は、国民の安全を守る警察庁・消防庁・海洋警察庁の公務員を対象に、治安・災害の分野で直ちに適用可能なアイデアを発掘する公募展である。

※特許などの知的財産創出を活性化するために、「警察庁・消防庁・特許庁・海洋警察庁の4機関が合同MOU」を締結(2018年2月7日、4機関長が出席)

これを受け、今年3月から警察庁・消防庁・海洋警察庁の「安全の専門家」から計966件の治安・災害に関わる現場のアイデアを受け付け、知的財産分野の専門機関である特許庁からそのアイデアに対する積極的な支援を受けて、10月に最終33件(各庁11件)のアイデアを受賞作に選定した。

その後、各機関が弁理士など知的財産の専門家による審査を経て、警察庁は「出入門の非常開放装置」を、消防庁は「自動排水型フート弁」を、海洋警察庁は「携帯用防爆装置」を最優秀賞に選んだ。

33 件のアイデアについては、特許・技術の専門家からマンツーマンでコンサルティングを受けて高度化し、国有特許として権利化している。また、国有特許として正式登録されれば、各機関で商業化過程を経て民間への技術移転を支援するといった後続支援を行う予定である。

「2018 大韓民国安全産業発展カンファレンス」では、韓国国内の治安・災害の現場で直ちに活用できる安全技術の育成策、海外から輸入する高価な機器を代替することができる安全産業の発展・活性化方策づくりなどに集中する予定である。

特許庁長は、「今回の大韓民国安全産業発展カンファレンスは、治安・災害分野の安全技術を育成し、活性化することができる重要な機会」であり、「カンファレンス開催が安全・安心できる社会の実現につながることを期待している」と述べた。

続いて「国民安全発明チャレンジが安全産業分野の新しい跳躍のための呼び水となり、現場での活用度の高いアイデアが特許として価値を認められ、商用化され、海外に輸出されることで、雇用を創出し、安全産業の発展における好循環構造を作り出す役割を果たせるよう、努力したい」と明らかにした。

2-7 高品質の海外特許を確保する道を広げる

韓国特許庁 (2018. 11. 12)

- 特許庁、国際特許審査協力カンファレンスを開催 -

韓国特許庁は 11 月 12 日 (月曜) インペリアルパレス (ソウル市江南区) で「国際特許審査協力 (*) カンファレンス」を開催すると発表した。

* 同一の発明が複数の国に特許出願された場合、特許審査情報を共有して共同協力審査を行う

韓国特許庁と米国特許庁が共催する今回のカンファレンスは、「特許審査協力の新たな始まり」と題して開催され、米国、日本、中国、欧州、インド、ブラジルの特許庁の関係

者が出席し、現在各国で実施している特許審査協力プログラムを紹介し、今後の国同士の特許審査協力方策の拡大について議論する。

2016年の統計によると、世界の特許出願に占める外国人による出願の割合は30%である。特に、五庁（IP5、日米欧中韓）の特許出願の約40%は複数の国に出願されており、その数は毎年増えている。

この中で特許庁は、同一の発明を複数の国に出願した出願人が「迅速」で「一貫性」があり、「予測可能」な高品質の審査サービスを受けることができるよう、米韓間の特許共同審査（CSP）、世界29カ国との特許審査ハイウェイ（PPH）、IP5間のPCT協力審査（PCT CS&E）などのプログラムを実施している。

特許庁は10月30日に開催された中韓特許長官会合で、来年1月1日から「中韓間の特許共同審査」を実施することで合意した。共同審査協力のもと、両国審査官が中韓両国に出願された特許について迅速に審査することで、両国での特許登録・保護が可能になり、中国進出を図る企業の特許取得が容易になる見通しである。

特許審査企画局の局長は「今回のカンファレンスは、出願人が各協力対象圏域で国際特許審査協力プログラム（CSP、PPH、PCT CS&Eなど）を戦略的に活用できるようにする議論の場になるだろう」とし、「今回のカンファレンスで『超融合』の特性を持つ第4次産業革命の技術分野の特許審査協力に関する議論が加速化し、ブラジル、インドなど新興国との審査協力の契機になり、『特許』が韓国企業の技術革新成長と海外進出を積極的に支援するだろう」と述べた。

*ブラジルで特許審査に要する期間は約10年、インドは約5年

2-8 特許庁、「炭素産業とIPシンポジウム」を開催

韓国特許庁（2018.11.12）

- 炭素、将来の新素材として知的財産権確保の重要性が日増しに高まる -

韓国特許庁は産・学・研・官の専門家とともに11月16日（金曜）午前10時、成均館大学自然科学キャンパス（京畿道水原市）で「炭素産業とIPシンポジウム」を開催する。

韓国炭素学会（www.carbon.or.kr）主催の秋季学術大会の特別セッションで開催される今回のシンポジウムでは、将来の新産業創出と技術革新の基盤となる基礎素材としてそ

の重要性が日増しに高まっている炭素材料産業の動向と知的財産保護戦略を検討することで、知的財産を創出するための効率的な方策を模索する計画である。

発表内容は未来の素材と特許、知的財産活用戦略支援事業、カーボンナノチューブ(CNT)の開発と商用化事例、技術事業化事例、貿易紛争および訴訟事例などであり、議論時間も設けられた。

グラフェン、カーボンナノチューブなどは、物性が優れているため、モノのインターネット、ロボット、3Dプリンティングなどの第4次産業技術分野を導く重要な素材として注目されている。素材開発は難しいが、成功すれば長期間の参入障壁の構築が可能になるため、この分野の知的財産権を確保する重要性は高まっている。

炭素産業は付加価値が高いため、市場規模が成長しつづけ、2030年の世界市場規模は2兆7,025億ドルとなり、韓国は2,168億ドルに達する(*)見通しであるが、現在では炭素材料の需要の50%以上を輸入に依存している。幸いなことに、最近では第4次産業技術分野の核心素材としてカーボン素材の重要性を認識し、「100 大政課題」の一つである、高付加価値を創出する未来型新産業の発掘・育成の課題に炭素産業が含まれており、これを育成する政策が推進されている。

*韓国化学研究院、C-産業の発展策の報告書を参考

特許庁精密化学審査課の課長は「特許を含む知的財産権の重要性にもかかわらず、第4次産業革命で素材産業の知的財産権関連の議論が不足していたことは事実だ」とし、「今回の機会を通じて、炭素材料の重要性を確認し、高品質の知的財産権の創出のために積極的に努力したい」と明らかにした。

2-9 特許庁、「知的財産専門学位課程(修士課程)」の新規主管大学を募集

韓国特許庁(2018.11.12)

- 知的財産教育の短期課程、第4次産業技術分野に特化した教育課程などを運営することで、企業に必要な知的財産の専門家を育成 -

韓国特許庁は、全国4年制大学を対象に「知的財産専門学位課程(MIP、Master of Intellectual Property)」の新規主管大学を11月27日(火曜)まで募集する。

「知的財産専門学位課程」とは、企業在職者などを対象に知的財産の専門家を育成するために、大学内に設けられた知的財産修士課程を指す。

今回、新規選定された知的財産専門大学院は、従来の修士課程に加え、中小・ベンチャー企業の IP 担当者など向けの知的財産教育の短期課程、第 4 次産業関連技術（AI、ドローン、製薬・バイオなど）などに特化した技術分野の教育課程を開設・運営する予定である。「知的財産専門学位課程」の主管大学に選定された大学は 5 年間、1 校当たり 18 億ウォン程度の支援を受ける。

特許庁は 2009 年に KAIST と弘益大学を主管大学に選定し、現在は高麗大学、檀国大学 2 校を含めて計 4 大学が知的財産専門学位課程を運営している。2010 年に初めて 82 人が入学し、現在まで 865 人が入学し、そのうち 429 人が卒業した。

「知的財産専門学位課程」は、企業など現場の IP 専門家が教授となって教育課程を開発・運営し、国内外の大学や機関と協定を交わして現場実務中心の知的財産教育を実施し、知的財産の専門家を育成してきた。

これまで企業、大学などは、時間的・空間的に制約がある中小企業の IP 担当者向けの短期課程、急変する特許技術などに関する教育課程の新設、大学・公共研の技術移転担当者向けの教育課程などを要求してきた。今回の新規主管大学の教育課程はこのような現場のニーズを反映して改善されるものである。

特許庁産業財産政策局の局長は「第 4 次産業革命時代を迎え、急変する特許技術に効果的に対応するためには、企業内の知的財産戦略をリードできる知的財産専門家の育成がこれまで以上に重要だ」とし、「知的財産専門家の育成に熱意を持つ多くの大学が支援してほしい」と述べた。

申請を希望する大学は、特許庁 (www.kipo.go.kr)、又は事業主管機関である韓国発明振興会 (www.kipa.org) のウェブサイトですべて書類様式をダウンロードして作成した後、2018 年 11 月 27 日（火曜）18 時までに韓国発明振興会に郵送や訪問すれば良い。

詳細については、特許庁（産業財産人材課、042-481-5183）、又は韓国発明振興会（知的財産人材育成室、02-3459-2807）にお問い合わせを。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許は先取りし、無効審判請求は戦略的に

韓国特許庁 (2018.11.01)

- 10年で無効請求期間は2倍増加、特許無効は年4.4%ずつ減少 -

特許審判院は直近10年間、特許登録から無効審判請求までの期間がますます長くなり、無効審判による特許無効（消滅）件数も年平均4.4%ずつ減少していると発表した。

具体的には、無効審判の平均請求期間が2008年の2.1年から2017年には4.2年へと長くなった。これは、登録後3年が経過した特許の無効審判請求の割合が2008年の22.9%から2017年には53.0%へと急増したためである。この背景には技術活用の前に特許登録を希望する企業の傾向があるだろう。

技術分野別に見ると、おもちゃ、清掃用品などの生活技術と電気通信分野は、特許登録後3年以内の請求が多く、短い技術サイクルが審判に反映されたとみられる。一方、化学、機械分野は登録後10年以上経過した特許の無効審判請求が多く、技術開発後、権利活用に長期間を要するものと分析される。

この10年間の無効審判確定（終結）件数は4,219件であり、このうち2,086件(49.4%)は最終的に権利が消滅した。審判確定件数は年平均400件余りであるが、権利消滅件数は2008年には253件あったが2017年には170件へと減少した。この背景には企業の特許戦略の変化がある。従来は特許のすべての請求項を無効対象に請求したが、最近では紛争に直接関連する請求項のみ選別する戦略をとっている。

*一部無効請求率：2008年12.7%、2012年13.7%、2015年21.6%、2017年23.4%

特許審判院の審決以降、確定（終結）までの所要期間は7.2カ月（2017年時点）と短くなる傾向にある。これは、特許審判院の審決のうち、裁判所に行かない審決の割合が増えたためである。

*審決から確定までの所要期間：2008年8.4カ月、2017年7.2カ月

また、提訴しても裁判所が審判の結果を覆す件数は年々減少しており、これは審判の信頼度や品質が向上しているためだといえる。

*裁判所の審決取消による再審理件数：2006年65件、2015年41件

特許審判院審判政策課の課長は「第4次産業革命時代をリードするために、技術革新を強力に保護できる柔軟な特許制度がさらに求められる」とし、「企業の特許戦略の変化を綿密に把握し、特許紛争の迅速な解決に努力したい」と述べた。

3-2 ソウル市、明洞で日本人観光客に偽ブランド品を販売する組織を摘発

ソウル市 (2018.11.13)

ソウル市民生司法警察団（以下、市民司警）はソウルの観光特区である明洞周辺の雑居ビル内の7階にある秘密倉庫で客引き行為を行って連れてきた日本人観光客に腕時計、ハンドバッグ、財布など海外の偽ブランド品を販売してきた男A(53歳)ら8人を摘発したことを明らかにした。また、Aらが保管していた偽造品1,021点（正規品価格24億ウォン相当）全量も押収した。

市民司警は明洞周辺で偽造品を販売する組織を持続的に捜査・摘発してきた。2018年6月にも4人を刑事立件し、7～10月には販売組織8人を追加で摘発した。販売組織の主犯Aに対しては身柄を拘束して捜査している。

被疑者らは日本人観光客の客引き、売り場での顧客応対、偽造品仕入、偽造品供給など役割分担をはっきりさせ、日本人観光客に高価な偽造品を販売したことが明らかになった。市民司警が令状をもって現場に踏み込んだ時、被疑者らは現場にいた日本人観光客6人を一行だと主張し、抜け出した。

秘密倉庫のある雑居ビルはエレベーターが6階までしか行かないため、秘密倉庫に行くには6階から7階までは階段を上がるしかなかった。秘密倉庫は商号および看板がないうえ、客引きとともに訪問した日本人観光客以外は入れなかった。被疑者らは韓国人の出入りを制限して当局の監視の目をすり抜けてきた。

被疑者らは取引の内訳が書かれたメモや帳簿を一切保有せず、現金取引をしてきた。主犯Aは他人名義の携帯電話と口座を使い、雇われ社長の名義で賃貸借契約を締結したことが明らかになった。

被疑者らは調査過程で押収された偽造品について東大門の露店で購入したと主張したが、携帯電話をデジタルフォレンジック手法で分析した結果、卸売業者3人から偽造品の供

給を受けたことも明らかになり、卸売業者も摘発した。

ビルの CCTV で確認したところ、日本人観光客は売り場上がる時はかばんを持っていなかったが、降りてきた時は持っている姿、偽造品を購入した日本人に向かって被疑者が感謝の気持ちを込めて手を合わせて頭を下げて挨拶する姿などが確認された。

市民司警は、商標法違反行為に対する取り締まりが本格化した 2012 年以來、商標法違反者 840 人を刑事立件した。正規品なら計 522 億ウォン相当の価値がある偽造品 131,679 点を押収し廃棄処分した。

市民司警は 9 月、偽造品を根絶するために中国の広州税関と香港に位置する有名ブランドのアジア総括本部などを訪問して偽造品根絶対策について議論し、今後も協力して捜査を進める方針である。

市民司察の団長は、「ソウルを訪れる外国人観光客に偽造品を販売する行為は、健全な商取引秩序を乱し、国の品格を落とす行為だ」とし、「品質も保障できない偽造品の取引が明洞から消える時まで徹底的に捜査していきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標五庁・意匠五庁、第 4 次産業革命時代の新しい共同ビジョンを提示！

韓国特許庁（2018. 11. 07）

- 2018 年 TM5・ID5 年次会合で共同宣言文を採択 -

韓国特許庁は、11 月 1 日から 6 日までインペリアルパレスホテルで開催された商標五庁（TM5）と意匠五庁（ID5）年次会合「第 4 次産業革命時代を迎え、商標・意匠分野の新たな協力の方向を提示する共同宣言文（Joint Statement）」を採用したと発表した。

* 先進五庁：韓国・米国・欧州・日本・中国

共同宣言文には、人工知能（AI）、ビッグデータおよび拡張現実（AR）などに代表される第 4 次産業革命時代を迎え、新たに登場する革新的な商品とデザインを保護するために、先進五庁での継続的な協力の推進、行政サービス、審査の品質、分類の改善のための情報や経験の相互共有、利害関係者との対話の窓口の多様化、第 4 次産業革命に備えた加盟国間の取り組みを共有するための会議の開催などの内容が盛り込まれている。

共同宣言文の採用とともに、先進五庁は第4次産業革命時代を知財権分野でリードしていくための具体的な協力事業に関する議論も始めることにした。

今回の年次会合には米国特許商標庁（USPTO）の商標局長をはじめ、TM5・ID5の高官、世界知的所有権機関（WIPO）の局長などが参加した。会合では海外に商標出願する時に国内との商品名が異なるため、商標登録が拒絶される問題を解決するための「共通認定商品リストの構築方策」と「海外出願における商品名の記載関連情報を提供するための商品名の記載方法」など、15の協力事業の進行経過と今後の計画について議論され、来年から新たに推進する新規事業に韓国が提案した「商標権侵害に関する認識向上方策」事業が採択された。

ID5会合では、各国の意匠保護制度を比較・分析した「意匠登録要件の比較研究」、「新技術デザインの保護研究」など9つの協力課題について議論された。また、韓国が提案した「3Dプリンティングとデザインの保護」、中国と日本が共同で提案した「新規性に関するインターネットの参証引用研究」など6つの協力事業が新たに採用され、さまざまな分野でユーザーに役立つ協力課題を始めることにした。

特許庁長は、「2012年にTM5、2015年にID5が発足して以来、TM5とID5は商標・意匠分野の世界的流れと政策の方向を主導する重要な役割を果たしてきた」とし、「今後先進五庁が新たな協力ビジョンに基づき、第4次産業革命時代の商標・意匠分野の変化を導いていく上で礎になれるように努力する」と述べた。

その他一般

5-1 これからはドローンが正確な国土の測量を

韓国特許庁（2018.11.05）

ドローンを利用する測量技術（以下、「ドローン測量」）に関する特許出願が最近、急増している。

韓国特許庁によると、ドローン関連の特許出願件数は、この10年間（2008年～2017年）で102件、このうち66%（67件）が直近3年間（2015年～2017年）出願されたことが分かった。

*（2013）7件、（2014）6件、（2015）17件、（2016）28件、（2017）22件

出願人には韓国海洋科学技術院、韓国電子通信研究院など政府出損の公共研究機関以外に、民間企業も多数含まれている。

ドローンでは狭い地域の正確な測定ができるため、狭い所で長く測定できない従来の航空機測定の欠点を補うことができ、海岸線が複雑な海岸地域や島嶼地域などの精密な測定も可能になった。

また、最近ではドローンで測定したデータを基に、地下の地形や構造物の配置まで測定可能な技術、ドローンを活用して気象情報を取得することができる技術なども登場した。

ドローン測量に関する特許出願が最近急増したのは、「測量データを処理して3次元地図を構築」、「長時間な自動運転を可能」にする技術などが発展し、2012年に始まった地籍再調査事業が全国的に拡大し、各自治体でドローン測定の導入を本格化したためであろう。

特許庁計測分析審査チームのパート長は、「ドローン測定分野は、地籍再調査事業の施行と第4次産業革命時代の台頭に伴ってその技術がさらに発展し、技術の発展に伴って需要がさらに増加する好循環構造の一例だ」とし、「韓国企業もドローン測量分野で市場を先取りし、新たな需要を創出するために、技術開発の成果を特許として保護を受けることに関心を持つべきだ」と強調した。

5-2 第4次産業革命時代！個人向けのヘルスケアは自分の体の微生物情報から！

韓国特許庁（2018.11.05）

- マイクロバイオームに関する特許出願が増加 -

韓国特許庁によると、マイクロバイオームに関する特許出願件数は2000年から2017年まで計361件であり、直近5年間（2013年～2017年）特許出願が大幅に増加している。特に、最近の特許出願の増加は、韓国の出願人が主導したことが分かった。

出願人別に見ると、韓国人による出願が63%（226件）、外国人による出願が37%（135件）であった。韓国人による出願では、企業の出願が46%、大学および研究機関の出願が37%であった。外国人による出願では、企業の出願が76%と大部分を占めていることが明らかになった。

注目すべきは、外国人の出願の場合、企業の出願が大学および研究所の出願に比べてはるかに多いことである。これは、グローバル製薬会社がマイクロバイオームの研究に積極的に投資した結果ということである。一方で韓国人の出願の場合は、大学および研究所の出願が外国に比べて相対的に多い。これは、研究所を中心に 2011 年から国際ヒト・マイクロバイオーム・コンソーシアム (International Human Microbiome Consortium) に参加するなど、マイクロバイオームに関する研究が活発に行われたためである。

疾患別の出願動向を見ると、腸炎などの炎症 28% (101 件)、免疫疾患 22% (80 件)、肥満、糖尿病のようなメタボリックシンドローム 19% (67 件)、癌 13% (46 件)、うつ病などの精神疾患 3% (11 件) と、さまざまな病気にマイクロバイオームの情報を活用した技術が開発されていることが分かる。

今後、ヒト・マイクロバイオームを活用した治療、診断市場が本格化すると見込まれる中、2024 年までマイクロバイオームを活用した治療薬の市場は、約 94 億ドル規模に急成長する見通しである。診断分野は 2019 年に商業化し、2024 年に市場規模 5 億ドルを上回る見通しである。

特許庁バイオ審査課長の課長は、「グローバル製薬会社がマイクロバイオームの研究に積極的に投資しているため、この分野の急成長が予想され、直近 5 年で韓国人の出願が外国人の出願を上回ることから、韓国企業がマイクロバイオーム市場を先取りする可能性が大きい。今後の雇用創出にも大きく貢献するだろう」とし、「マイクロバイオーム分野が一つの産業群として位置づける可能性が大きく、韓国企業が国内外市場を先取りし、競争力を備えるためには、何よりも特許権確保のための努力を継続することが重要だ」と強調した。

5-3 第4次産業革命、「スマートファクトリー」がリードする

韓国特許庁 (2018. 11. 13)

- スマートファクトリーに関する特許出願が急増 -

従来の製造業を代替すると予想されるスマートファクトリーが生産方式のパラダイムを変えている。

スマートファクトリーとは、生産過程全般に情報通信技術 (ICT) を適用し、リアルタイムで工程の最適化を図る知能型生産工場を指し、第 4 次産業革命をけん引する重要なキーワードとして製造業界の関心が高まっている。

韓国特許庁によると、スマートファクトリーという概念が韓国に紹介された 2016 年から関連出願が増加していることが分かった。

2011 年以降の出願件数を年度別に見ると、2011～2014 年には 1 年に 10 件未満にとどまったが、2016 年に 89 件に急増し、2017 年に 57 件、2018 年には 52 件 (2018 年 9 月まで) と 2016 年に比べて伸び悩んでいるが、出願は続いている。

出願人別に出願件数を分析した結果、中小企業 99 件 (45%)、大学 36 件 (16%)、研究機関 33 件 (15%) の順で、中小企業の割合が相対的に高かった。特に、中小企業の中でも直近 5 年以内に設立されたスタートアップの出願 (39 件) が活発であることが明らかになった。これは、スマートファクトリーの工程を最適化することで、革新技術を先取りしたい新興企業にとって魅力的なアイテムとなるためであろう。

技術分野別に見ると、制御システムが 50 件 (23%) と最も高く、次いでビッグデータ 47 件 (21%)、モノのインターネット 39 件 (18%) であった。これは、スマートファクトリー実装には、製造装置にセンサをつけて工程のデータを収集し、リアルタイムで大容量データを分析する必要があるという点で当然の結果だといえるだろう。

特許庁ロボット自動化審査課の課長は、「スマートファクトリーは情報通信技術を製造に取り入れた代表的事例であり、今後の成長可能性が高いうえ、出願動向でも示されたように、中小企業にはチャンスとなる」とし、「ビジネスモデルと製品をつなげて特許戦略を策定し、知的財産権を先取りすることで、市場で優位に立つことが重要だ」と強調した。

特許庁は、スマートファクトリーのような先導分野を率いる企業の知的財産権の競争力強化に向けた特許戦略 (IP-R&D) 支援事業を継続的に進めており、IP サービス企業を育成して第 4 次産業革命時代にふさわしい雇用創出のために努力している。

5-4 「音声認識機能が劣る」スピーカー、AI スピーカーに進化中

韓国特許庁 (2018. 11. 15)

- AI スピーカーに関する韓国国内の特許出願件数、10 年で 8 倍以上に急増-

最近 SK テレコム、KT、LG ユープラス、グーグル、アマゾン、アップルなど国内外の企業は、人工知能 (AI) 技術を適用した AI スピーカー市場に製品をこぞって発売している。これとともに、会話できる AI スピーカー関連の特許出願も急増している。

韓国特許庁によると、AI技術の自然言語処理技術が適用されたAIスピーカー関連の特許出願は、2008年～2012年の5件から2013年～2017年には41件となり、8倍以上に急増したことが分かった。

AI技術の音声言語処理技術は、人間の音声をコンピュータが認識できる文字データに変換する音声認識技術と、コンピュータが認識した文字データの意味を分析してコンピュータがその内容を正しく理解可能にする自然言語処理技術から構成されている。自然言語処理技術はAIスピーカーの会話力を左右するコア技術である。自然言語処理技術に関する特許出願の増加に伴い、AIスピーカーに関する特許出願も増加していると分析できる。

自然言語処理技術が適用されたAIスピーカーの特許出願の動向を見ると、2016年までの出願件数はわずか1～2件であったが、2017年には34件に急増した。今年の上半期（2018年1～6月）までの出願件数は、前年の85%である29件となり、前年度を上回る見通しである。

出願人の類型を見ると、企業（63.0%）、個人（28.3%）、大学・研究所（8.7%）の順であった。個人による特許出願の割合が少ないのは、生活家電、フィットネス機器、ゲーム機器、健康補助器具など日常生活で使う用品にAIスピーカー関連特許を活用したためである。上位出願人にはサムスン電子（10.9%）、個人発明者（8.7%）、ロボラス（6.5%）、LG電子（4.3%）などの順となった。

特許庁電子部品審査チームのチーム長は、「第4次産業革命時代にはAIスピーカーのようなスマートホーム技術の競争が激しくなる見通しだ」とし、「AIスピーカー技術は携帯電話、生活家電など融合したスマート製造業分野であり、この分野で強小企業が現れるためには特許ポートフォリオを先取りし、強い特許創出戦略を立てることが重要だ」と述べた。

5-5 生活の達人、「アイデアウーマン」が一堂に！

韓国特許庁（2018.11.15）

- 11月23日（金曜）、2018生活発明コリアの公開審査および授賞式を開催 -

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2018生活発明コリア」の公開審査および授賞式が11月23日（金曜）午後2時、ソウルCOEXで開催される。

「生活発明コリア」は今年で5回目を迎え、日常生活での不便さを解決する女性のアイデアを発掘して知的財産権を創出し、女性の起業と雇用創出を支援する事業である。

1月29日から4月5日まで受け付けたアイデアは計1,409件である。オンライン書類審査、先行技術調査、面接審査を経て計39件（部門1で26件、部門2で13件）が支援対象となり、それについて特許庁は特許出願、試作品製作、専門家のコンサルティングなどの特典を付与した。

- *（部門1）出願されていないアイデア：専門家のメンタリング、知財権の出願、デザイン・試作品製作
- （部門2）出願されたが、製品開発につながっていないアイデア：事業化に関するコンサルティング、デザイン・試作品製作

11月23日（金曜）に予定される授賞式当日には部門1の26件に対する公開審査を行う。公開審査の結果は事前に行われたオンライン消費者の評価と合算され、最高得点を取得した女性に大統領賞をはじめ、賞金1千万ウォンを授与する。

また、支援を受けて製作された部門1および部門2のアイデアの試作品を会場に展示し、公開する予定である。

「2018生活発明コリア」の公開審査および授賞式は、関心のある人なら誰でも無料で観覧することができる。また、「オンライン消費者の評価」と「生活発明コリアの1位は誰？」などのイベントも展開し、抽選でイベント参加者に景品も提供する予定である。詳細については、生活発明コリアのウェブサイト（www.womanidea.net）で確認できる。

*お問い合わせ：韓国女性発明協会事務局（02-538-2710）

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム